

乙第中... 雇外... 祭資...

水多... 水多...

富使... 昨耳... 祭資... 水多...

明治十年五月辛日 長官黒田清隆

右大臣岩倉具視殿

札来五十八号

司法性八百九十四号

乙卯四十五年

云布書類揭示ノ義上車

由布告系諸有布告女子明治九年

四月より同土月迄當使所より之に於て

揭示被る方不該と通に傳以段

上申

明治十年五月

長官黒田清隆

右大臣岩倉具視殿